

宮城県告示第六百九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類

(一) 大谷川地区海岸改修工事（石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

(二) 県道女川牡鹿線改築工事（石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

3 収用の手続が開始される土地 石巻市大谷川浜大谷川二番，前原，大谷川及び川向地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所（道路課）